

裁判による共有物の分割 H21-01-4 《#352》

【問】 正誤をつけよ。

A・B・Cが、持分を6・2・2の割合とする建物の共有をしている。裁判による共有物の分割では、Aに建物を取得させ、AからB・Cに対して適正価格で賠償させる方法によることは許されない。

【答え】 誤り

《ポイント》 裁判による共有物の分割

1 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を**裁判所に請求することができる**。

2 前項の場合において、**共有物の現物を分割**することができないとき、又は**分割**によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、**裁判所は、その競売を命ずることができる**。（民法258条）。

※ 一定の場合には、**共有物を共有者のうちの1人の単独所有**又は数人の共有とし、**これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法(価格賠償)**による分割をすることも許される。（最判平8.10.31）